

(一社)岩手県建設業協会が設立母体の 企業年金に加入しませんか？

貴社の退職金制度に
確定給付企業年金は
いかがですか？



マンガ「我らイワケン株式会社」より

企業年金とは

日本の年金制度は、3階建ての体系になっており、企業年金は3階部分に当たる制度です。企業年金には、確定給付型と確定拠出型の2つの制度がありますが、当基金が採用している確定給付型は、予め給付額の計算方法が定められているため、退職後の給付額が分かりやすく、老後の生活設計が立てやすい制度です。

岩手県建設業企業年金基金加入の6つのメリット

- 1 65歳前ならば**事業主様**や**役員**の方も加入できます
- 2 退職金積立の平準化ができ**掛金は全額損金**となります
- 3 確定給付型の制度のため**老後の生活設計が立てやすい**です
- 4 福利厚生充実により**人材確保**にもつながります
- 5 **経営事項審査制度**の評価加点項目です
- 6 自社単独で運営するよりも**事務負担の軽減**が図れます

企業年金の重要性

公的年金が縮小する中、老後生活において企業年金の重要性が高まっています

公的年金に係る財政の現況及び見通し(2019年財政検証結果)

現在の所得代替率 (2019年度) 2034年度の所得代替率 (昭和44年生まれが該当) 2049年度の所得代替率 (昭和59年生まれが該当)



公的年金の財政検証では、将来の年金受給額が現在に比べて、月額3.9万円減少する見込みで、減少分は、企業年金等で補完する必要があります。

掛金と給付

【掛金】加入した月からひと月ごとに年金掛金2,000円を積立てます。

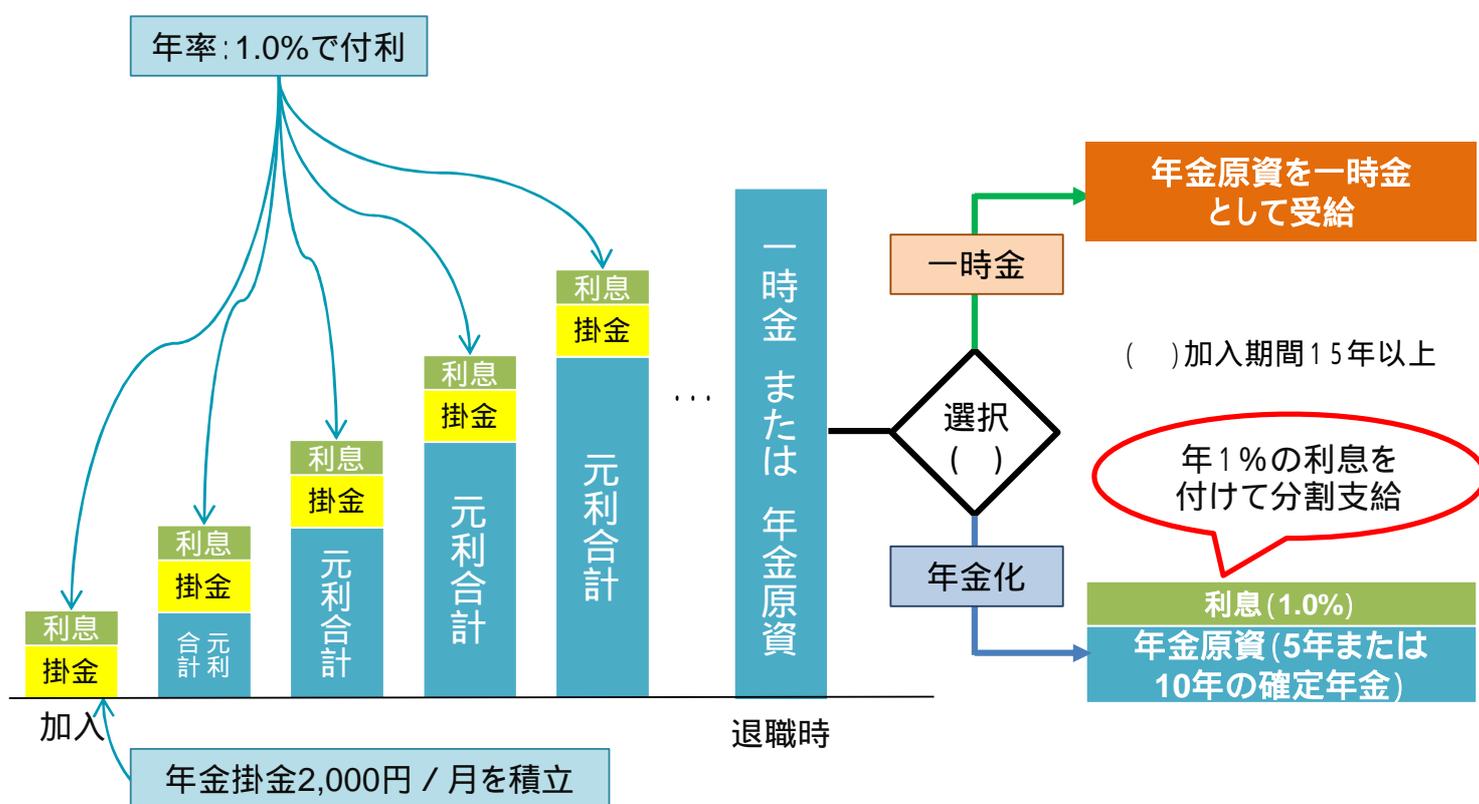
掛金は、全額事業主様が負担します。

【給付】加入期間1ヶ月以上から給付を受給できます。

加入期間15年未満で資格喪失した場合は、一時金での給付となります。

加入期間15年以上で資格喪失した場合は、一時金または年金での受取りが選択できます。

制度のイメージ



	掛金額 (人/月)		加入期間別給付額			
			10年	20年	30年	40年
年金掛金	2,000円	一時金額	25.2万円	53.1万円	83.9万円	117.9万円
事務費掛金	1,000円	年金額(5年)	-	10.9万円	17.2万円	24.2万円
掛金総額	3,000円	年金額(10年)	-	5.6万円	8.8万円	12.4万円

掛金と給付の制度詳細

項目	内容
加入者の範囲	満65歳未満の厚生年金被保険者全員
加入者資格取得日	加入者の範囲に該当した日(厚生年金の資格取得日)
資格喪失年齢	65歳
掛金額	月額掛金総額3,000円/人 (内訳:年金掛金2,000円、事務費掛金1,000円)
掛金の本人負担分	無(全額事業主様負担)
給付利率	年1.0%
一時金受給要件	加入期間1ヶ月以上で資格喪失した場合
脱退一時金	加入期間1ヶ月以上で資格喪失した場合
遺族一時金	加入中、年金受給中および年金受給開始前に死亡した場合
年金受給要件	加入期間15年以上で一時金を選択しなかった場合
年金受給開始年齢	60歳未満の退職 60歳開始 60歳以上65歳未満の退職 退職時開始 65歳資格喪失 65歳開始
年金受給期間	5年または10年を年金請求時に選択
年金支給繰下げ	有り(70歳まで) / 繰下げ利率:年1.0%

基金の概要

(令和3年3月末現在)

設立母体	一般社団法人 岩手県建設業協会
設立年月日	平成28年12月1日
加入事業所数	76社
加入者数	1,838人

よくあるご質問

Q 確定給付企業年金にしたのはなぜですか？

- ✓ 企業年金の種類は、大別して、確定給付企業年金と確定拠出企業年金があります。それぞれに特徴があり、一方的に優越は言えません。
- ✓ 確定給付企業年金はあらかじめ給付算定方式が定められており、比較的、老後に受取る給付の額の予想がつきやすく、老後の生活設計が立てやすいと考えられます。
- ✓ 確定拠出企業年金では原則60歳からしか給付を受取ることができませんが、確定給付企業年金では退職時に一時金で受給することも選択でき、幅広いニーズに対応できます。また、確定拠出企業年金は従業員に対して投資教育が必要となります。

Q 従前の厚生年金基金のような特別掛金の負担は無いのでしょうか？

- ✓ 現時点では特別掛金の負担はありませんが、財政検証等による掛金の見直しによって、積立不足が発生した場合はご負担頂くこととなりますが、従前の厚生年金基金に比べ、積立不足（特別掛金）が発生しにくい制度となっております。
 - ・運用目標（予定利率）を、安定的な運用が可能な年率1.0%に引き下げております。
 - ・期間が定められた年金（5年・10年）とすることで、長寿化リスクを回避することができます。

お問い合わせは
こちらまで

岩手県建設業企業年金基金
〒020-0873
岩手県盛岡市松尾町17-9
岩手県建設会館3階
(岩手県建設業協会内)
TEL 019-626-9070